

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 794 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 6 月 30 日
株式会社オーケーウェブ
JINEN 株式会社

2026 年 6 月 30 日

東京都港区新橋三丁目 11 番 8 号
株式会社オーケーウェブ
代表取締役社長 杉浦 元

東京都中央区日本橋富沢町 9 番 4 号
JINEN 株式会社
代表取締役 本嶋 崇志

株式会社オーケーウェブ（以下、「オーケーウェブ」といいます。）とJINEN株式会社（以下、「JINEN社」といいます。）は2026年5月14日に両社間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年6月30日を効力発生日として、オーケーウェブを株式交換完全親会社、JINEN社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第794条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2026 年 6 月 30 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）
会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った JINEN 社の株主はありませんでした。
- (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
会社法第 785 条の規定に基づく請求を行った JINEN 社の株主はありませんでした。
- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）
該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 5 月 14 日に本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社となる JINEN 社の商号及び住所を電子公告にて公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第 1 項による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 項）

本件株式交換によりオーケーウェブが取得した JINEN 社の株式の数は普通株式 10,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) オーケーウェブは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したオーケーウェブの株主はありません。
- (2) JINEN 社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 5 月 14 日開催の株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) オーケーウェブは、本株式交換に際して、本株式交換によりオーケーウェブが JINEN 社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の JINEN 社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式 1 株につきオーケーウェブの普通株式 76.95 株の割合をもって割当交付いたしました。オーケーウェブが割当交付した普通株式の合計は 769,500 株です。
- (4) 本株式交換により増加したオーケーウェブの資本金および準備金は以下のとおりです。
- ①資本金：0 円
 - ②資本準備金：会社計算規則第 39 条の定めに従い増加することが必要とされる最低額
 - ③利益準備金：0 円

以上